協議第４７号

農林水産関係事業について

農林水産関係事業について、次のとおり提案する。

平成１５年１２月２５日提出

八日市市・永源寺町・五個荘町・
愛東町・湖東町合併協議会
会　長　　中　村　　功　一

記

農林水産関係事業については、別紙のとおりとする。

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	19－20	協定項目名	農林水産関係事業

調 整 方 針

1. 農業関係事業については、各種計画を新市において策定し、地域の特性を生かした農業諸施策を実施する。
2. 農村整備関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
3. 林業関係事業については、森林整備計画を新市において策定し、保育事業･病害虫等防除事業･林道事業･治山事業等の林業諸施策を実施する。

	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛 東 町	湖 東 町	調整の具体的な内容
農政	**【農業基本計画】** 地域農業マスタープラン (概要) 食料･農業･農村基本法の理念の実現に向け、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、市町村が5カ年計画としてマスタープランを策定する。 策定年月：平成12年4月 目標年次：平成16年度	**【農業基本計画】** 地域農業マスタープラン (概要) 同左 策定年月：平成12年4月 目標年次：平成16年度	**【農業基本計画】** 地域農業マスタープラン (概要) 同左 策定年月：平成12年4月 目標年次：平成16年度	**【農業基本計画】** 地域農業マスタープラン (概要) 同左 策定年月：平成12年11月 目標年次：平成16年度	**【農業基本計画】** 地域農業マスタープラン (概要) 同左 策定年月：平成12年11月 目標年次：平成16年度	**農業基本計画については、新市において新たな地域農業マスタープランを策定する。**
	【農業振興地域整備計画】 八日市市農業振興地域整備計画書 (概要) 概ね5年ごとに経済情勢の変化等により農用地利用計画を中心に抜本的見直しを行う特別管理(全体的見直し)と、個人申請等により緊急性、目的、転用許可基準等からやむを得ないと認められるものに限り行う一般管理(個人除外)があり、計画の適正管理を図る。 農業振興地域指定：昭和46年 農用地区域決定：昭和48年 前回特別管理：平成6年 一般管理(個人除外)：年3回	**【農業振興地域整備計画】** 永源寺町農業振興地域整備計画書 (概要) 同左 農業振興地域指定：昭和45年 農用地区域決定：昭和47年 前回特別管理：平成6年 一般管理(個人除外)：年3回	**【農業振興地域整備計画】** 五個荘町農業振興地域整備計画書 (概要) 同左 農業振興地域指定：昭和46年 農用地区域決定：昭和46年 前回特別管理：平成10年 一般管理(個人除外)：適時	**【農業振興地域整備計画】** 愛東町農業振興地域整備計画書 (概要) 同左 農業振興地域指定：昭和45年 農用地区域決定：昭和46年 前回特別管理：平成13年 一般管理(個人除外)：年3回	**【農業振興地域整備計画】** 湖東町農業振興地域整備計画書 (概要) 同左 農業振興地域指定：昭和45年 農用地区域決定：昭和46年 前回特別管理：平成8年 一般管理(個人除外)：年2回	**農業振興地域整備計画については、新市においてすみやかに策定する。ただし、新市の計画策定までの間は、旧市町の計画を引き継ぐ。**
	【米政策及び生産調整】 地域水田農業ビジョン(平成16年度策定) (概要) 水田農業や産地づくりのあり方を地域自らの発想･戦略で考えた結果を「地域水田農業ビジョン」としてとりまとめる。また、そのビジョンと一体のものとして生産調整方針を策定する。 (ビジョンの内容) ･ 地域水田農業の改革の基本的な方向 ･ 具体的な目標（作物作付や、販売、担い手の明確化等） ･ ビジョン実現のための手段（産地づくり対策の補助金の活用） ･ 担い手の育成	**【米政策及び生産調整】** 地域水田農業ビジョン(平成16年度策定) (概要) 同左 (ビジョンの内容) 同左	**【米政策及び生産調整】** 地域水田農業ビジョン(平成16年度策定) (概要) 同左 (ビジョンの内容) 同左	**【米政策及び生産調整】** 地域水田農業ビジョン(平成16年度策定) (概要) 同左 (ビジョンの内容) 同左	**【米政策及び生産調整】** 地域水田農業ビジョン(平成16年度策定) (概要) 同左 (ビジョンの内容) 同左	**地域水田農業ビジョンについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。**

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	19－20	協定項目名	農林水産関係事業	

	1市4町の現況					調整の具体的な内容
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
農政	**【認定農業者】** 認定農業者育成事業 (目的) 高度な技術と優れた経営感覚を有する中核的担い手農家を育成し、経営規模の拡大や法人化を含めた経営管理の合理化など経営改善への取り組みを進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。 (概要) 認定農業者数 31名 (平成15年4月1日現在) (認定方法) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づき、認定審査会において認定する。	**【認定農業者】** 認定農業者育成事業 同　左 (概要) 認定農業者数 6名 (平成15年4月1日現在) (認定方法) 同　左	**【認定農業者】** 認定農業者育成事業 同　左 (概要) 認定農業者数 8名 (平成15年4月1日現在) (認定方法) 同　左	**【認定農業者】** 認定農業者育成事業 同　左 (概要) 認定農業者数 19名 (平成15年4月1日現在) (認定方法) 同　左	**【認定農業者】** 認定農業者育成事業 同　左 (概要) 認定農業者数 2名 (平成15年4月1日現在) (認定方法) 同　左	**認定農業者育成事業については、新市において「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定し、認定農業者を認定する。また、旧市町において認定している認定農業者については、新市に引き継ぐ。**
農村整備	**【地域用水事業】** (事業内容) 永源寺ダム受益地域の農業振興地域内の集落及び集落周辺における地域用水機能増進活動を補完する施設などの改修整備を行う。 **○愛知川沿岸土地改良区市町委託事業** (負担割合) 国庫補助50%、県補助金25%、市・地元25% (事業名)　地元分担率 ①洗い場 (生活用水) 15.0% ②防火水槽 (防火用水) (有蓋型) 20.0% ③角落し (生活用水、防火用水) ④遊歩道 (景観保全) ⑤景観公園 (景観保全、公園用水) ⑥魚飼育 (公園用水、親水用水) 15.0% ⑦親水水路 (親水用水) ⑧取付水路 (防火用水、公園用水) ⑨揚水機 (生活用水) **○愛知川沿岸土地改良区直営事業** (負担割合) 国庫補助50%、県補助金25%、 市・地元・沿岸25% ※市・地元・沿岸の分担率は、愛知川沿岸土地改良区工種のため沿岸にて確定。 (事業名) ①用水路更新（地元用水路、広域受益水路） ②揚水機更新改修 (地元施設関係、広域受益水路) ③地域用水反復施設	**【地域用水事業】** (事業内容) 同　左 **○愛知川沿岸土地改良区市町委託事業** (負担割合) 国庫補助50%、県補助金25%、町・地元25% (事業名)　地元分担率 ①洗い場 (生活用水) ②防火水槽 (防火用水、有蓋型) ③角落し (生活用水、防火用水) ④遊歩道 (景観保全) ⑤景観公園 (景観保全、公園用水) ⑥魚飼育 (公園用水、親水用水) 15.0% ⑦親水水路 (親水用水) ⑧取付水路 (防火用水、公園用水) ⑨揚水機 (生活用水) ⑩融雪水路 (融雪水路) **○愛知川沿岸土地改良区直営事業** (負担割合) 国庫補助50%、県補助金25%、 町・地元・沿岸25% ※町・地元・沿岸の分担率は、愛知川沿岸土地改良区工種のため沿岸にて確定。 (事業名) ①用水路更新（地元用水路、広域受益水路） ②揚水機更新改修 (地元施設関係、広域受益水路) ③地域用水反復施設	**【地域用水事業】** (事業内容) 同　左 **○愛知川沿岸土地改良区市町委託事業** (負担割合) 同　左 (事業名)　地元分担率 ①洗い場 (生活用水) ②防火水槽 (防火用水、有蓋型) ③角落し (生活用水、防火用水) ④遊歩道 (景観保全) ⑤景観公園 (景観保全、公園用水) ⑥魚飼育 (公園用水、親水用水) 10.0% ⑦親水水路 (親水用水) ⑧取付水路 (防火用水、公園用水) ⑨揚水機 (生活用水) **○愛知川沿岸土地改良区直営事業** 同　左	**【地域用水事業】** (事業内容) 同　左 **○愛知川沿岸土地改良区市町委託事業** (負担割合) 同　左 (事業名)　地元分担率 ①洗い場 (生活用水) ②防火水槽 (防火用水、有蓋型) ③角落し (生活用水、防火用水) ④遊歩道 (景観保全) ⑤景観公園 (景観保全、公園用水) ⑥魚飼育 (公園用水、親水用水) 21.0% ⑦親水水路 (親水用水) ⑧取付水路 (防火用水、公園用水) ⑨揚水機 (生活用水) **○愛知川沿岸土地改良区直営事業** 同　左	**【地域用水事業】** (事業内容) 同　左 **○愛知川沿岸土地改良区市町委託事業** (負担割合) 同　左 (事業名)　地元分担率 ①洗い場 (生活用水) 12.5% ②防火水槽 (防火用水、有蓋型) 15.0% ③角落し (生活用水、防火用水) ④遊歩道 (景観保全) ⑤景観公園 (景観保全、公園用水) ⑥魚飼育 (公園用水、親水用水) 12.5% ⑦親水水路 (親水用水) ⑧取付水路 (防火用水、公園用水) ⑨揚水機 (生活用水) **○愛知川沿岸土地改良区直営事業** 同　左	**地域用水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。** **新市と地元の負担割合は、合併時は現行のとおりとし、平成17年度事業から2分の1ずつとする。**

八日市市･永源寺町･五個荘町･愛東町･湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	19－20	協定項目名	農林水産関係事業		

	1市4町の現況					調整の具体的な内容
	八日市市	永源寺町	五個荘町	愛東町	湖東町	
農村整備	**【農村振興総合整備事業（農村総合整備モデル事業）】** **○農村総合整備モデル事業** 平成14年度終了	**【農村振興総合整備事業（農村総合整備モデル事業）】** **○農村総合整備モデル事業** (事業内容) 農業振興地域内の集落及び周辺集落における農業生産基盤と生活環境基盤を一体的に整備する。 当該事業によって受益を受ける者から、その事業費に充てるために分担金を徴収する。 (事業名) 地元分担率 ①農業生産基盤整備 農業用用水排水施設整備 } 15.0% 農道整備 ②農村環境基盤整備 農業集落道道路基盤整備 10.0% (防火水槽付帯道路は25.1%) 農業集落排水整備(処理なし) 15.0% (防火水槽付帯道路は25.1%) 用地整備 25.0% 集落防災安全施設管理 排水路工 15.0% (防火水槽付帯道路は25.1%) 防火水槽 25.0% ③農村環境施設整備(農村公園整備) } 30.0% ④特認事業(農作業準備休養施設整備)	**【農村振興総合整備事業（農村総合整備モデル事業）】** **○農村総合整備モデル事業** 平成12年度終了	**【農村振興総合整備事業（農村総合整備モデル事業）】** **○農村総合整備モデル事業** 平成7年度終了 **○農村振興総合整備事業** 基本計画、平成15年度策定中 (事業内容) ①農業生産基盤整備 ほ場整備、農業用排水、農道等 ②農村生活環境整備 集落道、集落排水、農村公園、水辺環境整備等 ③農村交流基盤整備 用地整備、コミュニティー施設、情報基盤施設等	**【農村振興総合整備事業（農村総合整備モデル事業）】** **○農村総合整備モデル事業** 平成2年度終了 **○農村振興総合整備事業** 同　左	**国･県補助事業の位置づけで、農村総合整備モデル事業は終了し、新たに農村振興総合整備事業となる。** **新市においても当該事業を実施する。** **新市と地元の負担割合は、2分の1ずつとする。** ※ 新たな農村振興総合整備事業については、愛東町及び湖東町が平成15年度に振興基本計画を策定し、平成16年度以降実施計画に基づき、新市において逐次実施する。 農村整備モデル事業は、八日市市と五個荘町がすでに終了、永源寺町が平成15年度に終了する。今後1市2町域の新たな農村振興総合整備事業に係る基本計画･実施計画を策定し、逐次事業を実施する。
	【国営新愛知川農業水利事業】 (事業概要) 農水省近畿農政局が新愛知川土地改良事業の一環として、愛知川沿岸1市8町域の農業用水(受益面積7,500ha)の恒常的な水不足解消のため、新たに永源寺第2ダム及び調整池等を建設することにより安定的な水資源確保と農業経営の安定と所得の向上を図る。 (関係市町) 八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町、湖東町、安土町、秦荘町、愛知川町、豊郷町	**【国営新愛知川農業水利事業】** 同　左	**【国営新愛知川農業水利事業】** 同　左	**【国営新愛知川農業水利事業】** 同　左	**【国営新愛知川農業水利事業】** 同　左	**新市域全体の安定した農業用水確保のために、国営新愛知川農業水利事業の推進に努める。**

八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会の調整方針

協定項目番号	19－20	協定項目名	農林水産関係事業

林業

1市4町の現況

八日市市

【八日市市森林整備計画】

計画期間　H15．4．1～H24．3．31

森林面積　839ha

【保育事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
流域公益保全林整備事業	-
ﾌｫﾚｽﾄｺﾐｭﾆﾃｲ総合整備事業	-
絆の森整備事業	-
保全松林緊急保護整備事業	993
単県保育間伐実施事業	-
単県間伐材有効活用事業	-
単県枝打ち	295

【森林病害虫等防除事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
松くい虫奨励防除事業	-
松林健全化促進事業	-

【林道事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
ﾌｫﾚｽﾄｺﾐｭﾆﾃｲ総合整備事業	-
県単独林道	-
市町単独林道	-

【治山事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
県単独治山	-
市町単独治山	-

永源寺町

【永源寺町森林整備計画】

計画期間　H15．4．1～H24．3．31

森林面積　16,383ha

【保育事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
流域公益保全林整備事業	66,893
ﾌｫﾚｽﾄｺﾐｭﾆﾃｲ総合整備事業	-
絆の森整備事業	3,111
保全松林緊急保護整備事業	-
単県保育間伐実施事業	179
単県間伐材有効活用事業	436
単県枝打ち	979

【森林病害虫等防除事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
松くい虫奨励防除事業	215
松林健全化促進事業	-

【林道事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
ﾌｫﾚｽﾄｺﾐｭﾆﾃｲ総合整備事業	421,300
県単独林道	14,400
市町単独林道	2,800

【治山事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
県単独治山	-
市町単独治山	-

五個荘町

【五個荘町森林整備計画】

計画期間　H15．4．1～H24．3．31

森林面積　494ha

【保育事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
流域公益保全林整備事業	-
ﾌｫﾚｽﾄｺﾐｭﾆﾃｲ総合整備事業	-
絆の森整備事業	-
保全松林緊急保護整備事業	1,462
単県保育間伐実施事業	-
単県間伐材有効活用事業	-
単県枝打ち	56

【森林病害虫等防除事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
松くい虫奨励防除事業	508
松林健全化促進事業	47

【林道事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
ﾌｫﾚｽﾄｺﾐｭﾆﾃｲ総合整備事業	-
県単独林道	-
市町単独林道	-

【治山事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
県単独治山	2,400
市町単独治山	494

愛東町

【愛東町森林整備計画】

計画期間　H12．4．1～H21．3．31

森林面積　2,350ha

【保育事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
流域公益保全林整備事業	11,461
ﾌｫﾚｽﾄｺﾐｭﾆﾃｲ総合整備事業	10,875
絆の森整備事業	-
保全松林緊急保護整備事業	-
単県保育間伐実施事業	-
単県間伐材有効活用事業	-
単県枝打ち	-

【森林病害虫等防除事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
松くい虫奨励防除事業	571
松林健全化促進事業	-

【林道事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
ﾌｫﾚｽﾄｺﾐｭﾆﾃｲ総合整備事業	-
県単独林道	6,300
市町単独林道	-

【治山事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
県単独治山	-
市町単独治山	-

湖東町

【湖東町森林整備計画】

計画期間　H12．4．1～H21．3．31

森林面積　654ha

【保育事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
流域公益保全林整備事業	4,483
ﾌｫﾚｽﾄｺﾐｭﾆﾃｲ総合整備事業	37,085
絆の森整備事業	-
保全松林緊急保護整備事業	-
単県保育間伐実施事業	-
単県間伐材有効活用事業	-
単県枝打ち	-

【森林病害虫等防除事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
松くい虫奨励防除事業	-
松林健全化促進事業	-

【林道事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
ﾌｫﾚｽﾄｺﾐｭﾆﾃｲ総合整備事業	-
県単独林道	-
市町単独林道	-

【治山事業】

事業名	実績(H14年度) 単位：千円
県単独治山	-
市町単独治山	-

※参考

全国森林計画
・国が策定
・15年間計画
・5年ごとの見直し

→

地域森林計画
・県が策定
・10年間計画
・5年ごとの見直し

湖南地域森林計画……八日市市、永源寺町、五個荘町
湖北地域森林計画……愛東町、湖東町

→

市町村森林計画
・市町村が策定
・10年間計画
・5年ごとの見直し

○伐採、造林、保育、間伐に関する事項
○森林の公益的な機能別の森林整備に関する事項
○森林の保健機能の増進に関する事項
○森林施業の共同化の促進に関する事項
○林業従事者の養成、確保に関する事項
○作業路網その他森林整備（施設整備）に関する事項

調整の具体的な内容

1市4町の計画を基本に新市において森林整備計画を策定する。

保育事業、森林病害虫等防除事業、林道事業、治山事業は、新市において引き続き実施する。なお、各事業の地元負担金は新市において調整する。

資　料　1

協　議　事　項	農林水産関係事業	協 定 項 目 Ｎ ｏ ．	19-20

先　進　地　事　例

新市名等	合併の方式	関係市町	調　整　方　針（抜粋）
篠山市	新設	篠山町 西紀町 丹南町 今田町	○ 農林業関係事業については、次のとおり実施するものとする。 ア 国･県補助事業及び継続事業については、新市においても引き続き実施する。 イ 町単独事業については、合併時に調整する。ただし、集落生産組合に対する助成制度は篠山町の例によるものとし、農地の利用権設定にかかる助成制度は西紀町の例による。 ウ 災害復旧事業にかかる町単独補助及び受益者の負担割合については、篠山町の例による。 ○ 新生産調整推進対策については、合併時に調整する。 ○ 農振農用地区域については、当面現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
さいたま市	新設	浦和市 与野市 大宮市	○ 農業振興事業については、同一又は類似する事業を統合又は再編するものとする。 ○ 基盤整備事業及び農業団体の育成事業については、継続するものとする。
甲賀地域合併協議会	新設	水口町 土山町 甲賀町 甲南町 信楽町	農政関係 ○ 農業振興に関する事業の新市の補助は、次のとおりとします。 ･国事業については、国補助、県補助、市補助の合計が3分の2になるよう、新市が負担します。 ･県事業については、県補助、市補助の合計が2分の1になるよう、新市が負担します。 ･市の単独事業については、事業費の3分の1を負担します。 ○ 生産調整にかかる助成は、国や県の助成のみ交付するものとしますが、市が奨励する重点作物等については、市の単独事業として助成するものと します。 農村整備関係 ○ 継続事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後の新規事業については、新市と地元は2分の1ずつ負担することとします。ただし、一般農道等公共性の高い事業や環境対策に配慮した事業の該当部分については、地元負担は求めないこととします。 ○ 新市の単独事業については、補助金交付事業とし、事業主体は地元とします。また、補助率は県単独事業に準じるものとします。 林業関係 ○ 町管理の林道は、現行のとおり新市に引き継ぎ、森林組合管理の林道は、一部市管理の方向も視野も入れ合併時に調整します。 ○ 森林整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市の補助については甲賀町の例を基本に合併時に調整します。 ○ 各町独自事業については、現行のとおり新市に引き継ぎます。 ○ 補助治山事業は現行のとおりとし、単独治山事業は、新市と地元の負担を2分の1ずつとします。 ○ 一般林道及び幹線林道事業については、公益性が高いため、信楽町の例によることとします。 ○ 市町村森林整備計画は、現行のとおり新市に引き継ぎます。